

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成29年2月22日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二
有限会社益野製菓 代表取締役 益野 英昭
株式会社マルゴ商事 代表取締役 五十嵐 清一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品大河原店
柴田郡大河原町金ヶ瀬字広表35番地 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二
栃木県小山市大字卒島1293番地
有限会社益野製菓 代表取締役 益野 英昭
石巻市南光町二丁目1番12号
株式会社マルゴ商事 代表取締役 五十嵐 清一
柴田郡大河原町小山田字二ツ堂51番地2

4 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 160台

(変更後) 126台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 304㎡

(変更後) 329.6㎡

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 96㎡

(変更後) 99.24㎡

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前7時から午後9時まで

(変更後) 荷さばき施設① 午前7時から午後9時まで

荷さばき施設② 午前6時から午後9時まで

5 変更の年月日

平成29年10月14日

6 届出年月日

平成29年2月13日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，大河原地方県政情報コーナー及び大河原町役場

8 縦覧期間

平成29年2月22日から平成29年6月22日まで（ただし，閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。